

公益財団法人鹿児島県体育協会加盟団体規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人鹿児島県体育協会定款第6条及び第9条の規定に基づき、公益財団法人鹿児島県体育協会（以下「本会」という。）の加盟団体について必要な事項を定めるものとする。

(加盟)

第2条 本会に加盟しようとする団体は、会長に加盟申請書（別記様式）を提出し、理事会及び評議員会の同意を得なければならない。

(脱退)

第3条 本会を脱退しようとする加盟団体は、会長に脱退願を提出し、理事会及び評議員会の同意を得なければならない。

(除名)

第4条 会長は加盟団体が次の各号に該当した場合は理事会の議決を受けて除名することができる。

- (1) 本会の定款及び決定した事項に違反した場合
- (2) 本会の名誉を著しく毀損した場合

(負担金)

第5条 加盟団体は、毎年5月末日までに負担金を納入しなければならない。

2 前項の負担金の額は理事会の議決を得て別に定める。

(報告)

第6条 加盟団体は、次の事項について毎年4月末日までに報告しなければならない。

- (1) 事務所の所在地、役員の氏名・住所・職業
- (2) 連絡責任者の氏名・住所・職業
- (3) 当該年度の事業計画及び収支予算
- (4) その他本会が必要と認める事項

2 前項第1号及び第2号について変更があった場合は、その都度すみやかに報告しなければならない。

(負担金の精算)

第7条 加盟団体が脱退した場合には、既に納付した負担金は、理由の如何を問わず返還しない。

2 脱退前に支払義務が生じた負担金は、直ちに納付しなければならない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て、評議員会の承認を得なければならない。

(スポーツ紛争等の解決)

第9条 本会が行った決定事項に対する競技者等からの不服申立てについて、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の規則に従って行う仲裁により解決されるものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人鹿児島県体育協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

この規程は、平成26年3月20日から施行する。